

提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案 件 名：あきる野市いじめ防止対策推進条例（案）及びあきる野市いじめ防止基本方針（案）

募 集 期 間：平成26年12月1日（月）～平成26年12月15日（月）

意見等提出件数：3件（提出者1人）

あきる野市いじめ防止対策推進条例（案）及びあきる野市いじめ防止基本方針（案）に対する意見募集に御意見ありがとうございました。

以下のとおり、御意見の概要と市の考え方について、御紹介させていただきます。

項目	意見の概要	市の考え方
1 条例及び基本方針の策定	<p>条例、基本方針の策定は急ぐ必要はなく、学校現場、市民を巻き込んだ議論をすすめる必要がある。</p>	<p>いじめは、いつ・どこで起こってもおかしくないものであり、児童・生徒等に多大なる影響を与えるものであります。各学校では、平成17年度より、いじめ撲滅三原則を掲げ、いじめへの対応を図っておりますが、あきる野市といたしましても、いじめ対策の骨子となる条例や基本方針の策定により、いじめへの対応の一層の充実を図る必要があると考えております。</p> <p>また、いじめ対策に関する具体的な手だて等につきましては、条例及び基本方針に示しております「あきる野市いじめ問題対策連絡協議会」において市民も含めた委員による協議で推進していきます。</p>
2 学校支援	<p>学校現場の取組を励ますための施策こそすすめるべきである。</p>	<p>いじめ対策は、学校だけで対応できるものではありません。条例及び基本方針にも示させていただきましたように、社会全体で取り組んでいくものです。あきる野市としましても、いじめ対策に教育委員会が中心となって積極的に関わり、学校を支援してまいります。</p>
3 教員の多忙感	<p>いじめの発見が遅れるなどの原因に教師の多忙が言われている。「対策委員会」「担当者連絡会」「アンケート」「面談」「防止月間」などなど、形式的な取組で、より教師を忙しくするだけで実効があるとは考えにくい。各学校の自覚的取組を促すことこそ重要である。</p>	<p>いじめ対策は、担任一人で対応するものではなく、学校組織で対応していくものです。そのために委員会等で情報共有をしていく必要があります。</p> <p>また、児童・生徒一人一人の心理状態等をより把握するためには、アンケートや面談等の実施が有効です。各学校においては、学校の実態に応じて会議等の開催時期や回数を設定しています。</p>